

# 厨子甕等の返還申請に係る審査要領

（令和6年7月23日）  
部長会議

国立民族学博物館厨子甕等の返還手続に関するガイドラインに基づき、厨子甕、骨壺（以下「厨子甕等」という。）の返還を希望する者から返還申請書が提出された場合の本館での審査は、この審査要領に従って行う。

## 1. 審査の基本方針

返還申請に基づき、以下の点に留意して審査する。

- ・迅速性、公平性及び透明性を確保する。
- ・申請者との意思疎通を確保しつつ、公正な審査を行う。

## 2. 審査の流れ

審査に当たって、以下の流れにより審査を行う。

- （1）文化資源運営会議の下に設置する厨子甕等返還審査部会（仮称）により、返還申請書に基づき、申請者が正当な権利を有する祭祀承継者であるかの確認を行う。その確認結果を案としてまとめ、文化資源運営会議に附議する。
- （2）文化資源運営会議は、厨子甕等返還審査部会の確認結果案の妥当性を検証する。その検証結果を案としてまとめ、部長会議に附議する。
- （3）部長会議は、文化資源運営会議の検証結果案の妥当性を検証する。

## 3. 審査の観点

本館での審査では、主に以下の観点により審査する。

- ☑申請者が特定されているか。
  - ・返還申請書に、申請者（又は代理申請者）の氏名・住所が明記され、申請者確認書類（又は代理人確認書類）により本人（又は代理人）であると裏付けられるか確認する。
- ☑返還対象となる厨子甕等が明確に示されているか。
  - ・返還申請書に、返還対象となる厨子甕等が具体的に明記されているかを確認する。
- ☑返還後の保管等の方法及び場所が適切であるか。
  - ・返還申請書に、返還後の厨子甕等の保管等の方法及び場所が具体的に明記され、その内容は、厨子甕等をコミュニティの習慣に従って扱うものとなっているかを確認する。
- ☑申請者と厨子甕等との関係性は明らかにされているか。
  - ・返還申請書に、返還対象となる厨子甕等に遺骨を納められていた者が具体的に特定されているか確認する。
  - ・返還申請書に、遺骨を納められていた者と申請者との間関係性が具体的に明記され

ており、具体的な裏付けがあるか資料により確認する。

- ☑申請者が、「祖先の祭祀を主宰すべき者」として確認できるか。
  - ・申請書に、「祖先の祭祀を主宰すべき者」であることの説明が具体的に明記されているか確認する。
  - ・「祖先の祭祀を主宰すべき者」であることの説明が、裏付けとなる根拠等が示され、明確なものであるかを確認する。なお、口承による伝承も重要な根拠として取り扱う。
  
- ☑上記の確認結果を総合して、申請者が正当な権利を有する祭祀承継者であると確認できるか。